

## 令和8年度建設資材価格調査委託 仕様書

### (目的)

第1条 この調査は、鳥取県の発注に係る土木工事及び建築工事において、その積算に使用する建設資材等の実勢価格を把握し、単価決定のための基礎資料を得ることを目的とする。

### (調査範囲)

第2条 調査範囲は、別途指定した調査品目について、鳥取県内の実勢価格を把握するために必要な地域とする。

### (調査品目、調査価格及び調査段階)

第3条 調査品目及び調査条件は、別添のB－1、B、C、D、E、F、G、H及びJ表のとおりとする（単価記入欄が「－」となっている箇所は調査対象外）。調査価格は、原則として調査対象都市・地域において、メーカー又は商社、問屋、特約店等から民間企業（工事業者等）に販売される「大口需要者渡し価格」とするが、一部の資材については少量取引の場合の「小口需要者渡し価格」も調査するものとする。また、調査価格は、消費税抜き価格を報告すること。

2 対象資材の品目・規格の一部が、当該調査対象都市・地域において流通していない場合は、取引の実例がないものとしてその旨報告することとし、僅かでも流通がある場合は、必要に応じて「見積価格」等を報告すること。

3 調査段階は、資材ごとの流通経路のうち、大口需要者向けなどの調査目的に合った取引が集中する流通段階を対象とすること。

また、発注者が求めた場合には、資材ごとの流通経路図を示した上、どの調査段階の価格であるかを示さなくてはならない。

4 C表については、別紙「C表作成要領」に基づいて作成を行うこと。

### (調査価格の取引条件)

第4条 荷渡し条件は、原則として現場持込とするが、通常行われている商慣習によりこれにより難い場合はその商慣習（工場渡し、問屋置場渡し等）によるものとし、その旨を報告すること。

2 決済条件は、現金決済（60日以内の支払は現金決済とみなす）を原則とする。

3 取引数量は、大口需要者を対象とした継続的な取引において、最も一般的とみなされる取引数量又は取引金額を基準とする。

4 B調査①（図面の不要な資材、物価資料掲載品目に準じ調査期間を要するも

の、同一品目で規格数が10規格以下の調査) (年70回) 及びC調査①(図面の必要な資材、類似品の市場情報を応用するなど調査に相当の期間を要するもの、同一品目で規格数が10規格以下の調査) (年50回) の特別調査を行うこととする。また、調査時期については契約日から翌年度末までを想定しており、調査職員が指示するものとする。また、特殊な取引事例等が生じた場合は、特別調査項目を追加するものとする。

特別調査に係る費用については、調査着手前又は調査費用が確定した時点で、報告すること。

5 調査職員が依頼する工種について工事費調査(年5回)を行うこととする。調査時期については調査職員が指示するものとする。また、特殊な取引事例等が生じた場合は、工事費調査項目を追加するものとする。

工事費調査に係る費用については、調査着手前又は調査費用が確定した時点で、報告すること。

6 追加調査が発生した場合は調査職員と協議の上、適宜調査を行うこと。

#### (調査方法等)

第5条 調査方法は、調査品目の流通状況等を考慮し、原則として、製造業者、販売業者及び建設業者等の調査対象者を調査員が定期的に訪問して行う面接調査を基本とし、郵送・電話等の通信調査も併せて実施するものとする。  
また必要に応じ、補足調査として購入者側に対する調査も行うものとする。

2 調査対象工事は、公共工事及び民間工事とする。

3 調査期間は、次表に掲げる調査日に最も近い適当な時期とする。

調査品目	調査対象単価	様式	備考
土木資材	毎月10日時点	*B-1表	定期改定用
土木資材 (刊行物単価)	毎月10日時点	*B表	定期改定用
土木資材 (調査単価)	令和8年9月10日時点	B表	定期改定用
〃	令和9年3月10日時点	B表	定期改定用
市場単価	令和8年6月10日時点	B表	定期改定用
〃	令和8年9月10日時点	B表	定期改定用
〃	令和8年12月10日時点	B表	定期改定用
〃	令和9年3月10日時点	B表	定期改定用
土木資材	令和9年2月10日時点	C表	災害査定用
建築資材	令和8年6月10日時点	DEF表	定期改定用
〃	令和8年9月10日時点	DEF表	定期改定用
〃	令和8年12月10日時点	DEF表	定期改定用

〃	令和9年3月10日時点	DEF表	定期改定用
農林資材	令和8年9月10日時点	G表	定期改定用
〃	令和9年3月10日時点	G表	定期改定用
リサイクル資材	令和8年9月10日時点	H表	定期改定用
下水道資材	令和8年9月10日時点	J表	定期改定用

注1：\*印は、令和8年4月から令和9年3月までを対象とし、各月の10日時点の単価を調査の上、単価一覧表に記入するものとする。

4 調査結果は、各種調査資料を分析のうえ、原則として取引の実例が最も多かった価格（最頻値）を採用するものとするが、標本数が少ないなど、最頻値の特定ができない場合は、資材の需給及び市況動向、メーカー情報、競合資材の市況動向等を踏まえて総合的に判断した価格とすること。

5 土木資材（調査単価）について、調査日時点以外においても価格の変動を確認した時は発注者に報告すること。その際、臨時調査を指示することがある。

#### （積算システム用電子データの作成）

第6条 積算システム用単価の電子データを成果品として提出することとし、別紙「建設資材単価及び機械賃料電算データ更新処理要領」、「鳥取県営繕積算システム一次単価データ作成要領」に基づいて業務を行うこととする。

#### （調査結果の検証・内部審査・外部審査）

第7条 受注者は価格の決定に当たり、管理職員を含めた複数の調査職員が、調査時点における実態価格としての客觀性、妥当性が確保されているかについて、検証及び審査を行わなくてはならない。

2 受注者は、調査担当部局のほか、調査部門から独立した審査担当部局において調査方法、調査結果等の審査を行なわなくてはならない。

3 受注者は、調査方法等の審査に当たっては、外部有識者で構成される「第三者監視機関」を設置し、定期的に審査を行わなくてはならない。審査において指摘された事項等は、その後の調査に反映させなくてはならない。

4 受注者は、発注者に求められた場合、単価調査方法、調査結果等におけるその客觀性、妥当性及び審査結果についての説明及び資料提出を行わなくてはならない。

#### （成果品等）

第8条 受注者は、別紙「C表作成要領」、「建設資材単価及び機械賃料電算データ更新処理要領」、「鳥取県営繕積算システム一次単価データ作成要領」の

中で特に定めるものを除き、次項以降に掲げる要領により成果品を提出し、利用を許可するものとする。

- 2 成果品は、第5条第3項の表に掲げる期日までに提出するよう努めるものとする。  
なお、これによりがたい場合には、別途協議を行うこととする。
- 3 成果品は、各2部提出するものとし、1部を紙、1部を電子データで納品すること。電子データはマイクロソフト社エクセル形式ファイルで納品すること。
- 4 環境ブロックの単価表はB表（調査単価）に含まれるが、電子データで納品の際は別ファイルを作成してB表（調査単価）と分けること。  
その他、詳細については別途協議を行うこととする。
- 5 建築資材について、建築主要資材価格動向等の全般的な概況も記載するものとする。
- 6 単価は小数点以下切捨てで、整数を基本とし、これによらないものは別途協議により決定する。
- 7 電子データ、単価表において、単価がマイナスとなるものについては、マイナス表示をつけること。
- 8 1ユーザ分Web版の利用を可能とすること。

#### (利用範囲等)

第9条 発注者は、購入する物品の内容を、発注者のコンピュータシステムに登録し、発注者の組織内において自由に使用又は改変することができる。

- 2 発注者は、「刊行物等の材料単価」及び、それを引用または加工して作成された文書（電子データ含む）については、当該部分を公表又は情報公開しないものとする。ただし、受注者が承諾した場合はこの限りではない。  
発注者は、購入物品そのもの（電子データ）については、公表及び情報開示の対象外とする。

#### (その他)

第10条 受注者は、本仕様書に疑義を生じた場合には、発注者と協議して調査を実施するものとする。

## (別紙)

### C表(令和9年災害査定に使用する設計単価の協議資料)作成要領

#### 1 労務単価

労務単価は国土交通省、農林水産省協定の基準額とする。

なお、これによりがたい場合は、別途単価表を作成する。

#### 2 資材単価

災害査定に使用する設計単価の協議資料(C表)については、下記により作成する。

(1) 「別表1」「別表2」については、「設計単価及び歩掛の作成について（例規集）」に基づき作成する。

なお、別紙1「材料単価の決定方針について」とおり、（一財）建設物価調査会発行の“建設物価”及び（一財）経済調査会発行の“積算資料”令和9年3月号掲載価格の平均値を採用する。

ただし、詰石、割詰石、雑割石、捨石等公表価格が掲載されていないものについては、鳥取県独自の市況調査価格を採用する。

また、“建設物価”及び“積算資料”的地区割については、別紙2「地区割一覧表」によること。項目がない場合は、近隣の地区を採用すること。

(2) 生コンクリートについては従前の手法と併せて市況調査により算出した価格（別紙1「材料単価の決定方針について（生コンクリート（市況調査））参照」）を別表2に記載する。

(3) 市況調査は、令和9年2月10日時点とする。

(4) 協議単価は、石材、コンクリートブロックは10円単位、生コンは100円単位とし、端数は切り捨てるものとする。

(5) 「別表3」に「別表1」及び「別表2」に記入した単価の内訳を記入する。なお、「別表1」及び「別表2」の摘要欄に記入可能な場合は作成の必要はない。

(6) 協議単価が、昨年比4%以上変動した場合は、その資材の市況を比較し、増減の理由を備考欄に記入する。必要に応じて参考資料を作成する。

(7) 石材単価については、「様式-1」による報告と併せて別途添付する様式にて、“建設物価”及び“積算資料”による単価の算出も行う

こと。「様式－1」の記入にあたっては、以下に留意して行うこと。

- 1) 設計単価にない規格を採用したい場合は、備考欄にその旨を記入する。
  - 2) 様式に表示された品目の規格寸法及び銘柄が調査できない場合は、その理由を明記し、近似したものを調査して記入する。
  - 3) 各品目の下部欄には、上段（ ）書きで令和8年同意単価①、中段に令和9年協議単価②、下段に昨年比（②／①）を記入する。  
(小数第3位を四捨五入することとする。)
- (8) 離島単価等、標準となる統一単価以外を設定する場合は、別表1～3及び様式－1を別途作成すること。
- (9) 様式提出
- 別途配布する電子データにより「別表1」、「別表2」、「別表3」、「様式1」及び「各単価計算書」(次頁一覧参照)の該当箇所を記入の上、電子媒体(CD-R)で提出すること。
- なお、ファイル名は、31鳥取県.xlsxとすること。
- また、様式については、集計の関係上セルや行の挿入、削除等書式は絶対に変更しないこと。鳥取県に該当する箇所にのみ記入の上、そのまま提出すること。

#### <単価計算書>

- ・コンクリート積ブロック ・張ブロック ・連節ブロック ・生コンクリート ・栗石
- ・割栗石 ・クラッシャーラン ・再生クラッシャーラン ・粒度調整碎石
- ・再生粒度調整碎石

#### 3 その他

C表及びその作成要領は、国土交通省災害査定用単価項目の変更により、年度途中に一部改訂されることがあるため、作成前には必ず発注者に確認し、必要に応じて協議を行うこと。

(別紙) 建設資材単価及び機械賃料電算データ更新処理要領

(目的)

第1条 この業務は、鳥取県県土整備部の発注に係る公共工事において、その積算に使用する建設資材及び建設機械等価格の電算（鳥取県土木積算システム）での効率的な運用を図ることを目的とする。

(提供品目)

第2条 提供品目は、調査機関が調査した資材及び建設機械の賃料（別添調査項目のうちB、C表）とする。

2 特殊な事情等が生じた場合は、特別項目を追加するものとする。

(処理業務)

第3条 当該業務における作業内容は下記のとおりとする。

- (1) 提供する情報のデータ入力処理
- (2) 電子媒体の作成（富士通Japan株式会社 Super ESTIMA V7を基本とする鳥取県土木積算システム用データフォーマット）

(提供方法等)

第4条 提供方法は、電子媒体とする。

2 提出時期は、次表に掲げる時期とする。

提出品目	成果品提出時期
建設資材単価 (電子媒体)	調査月 21 日

(成果品等)

第5条 受注者は、次項以降に掲げる要領により、成果品を提出するものとする。

- 2 成果品の提出期限は、前条第2項の表に掲げる期日までに提出すること。
- 3 成果品は、1部提出するものとする。
- 4 成果品は、すべて発注者の所有とし、発注者の許可を得ずに他に使用してはならない。

(その他)

第6条 受注者は、本仕様書に疑義を生じた場合には、発注者と協議して業務を実施するものとする。

第7条 単価は小数点以下切捨てで、整数とする。

2 単価がマイナスとなるものについては、マイナス表示をつけること。

## (別紙) 鳥取県営繕積算システム一次単価データ作成要領

### 1 内容

成果品は、国土交通省大臣官房官庁営繕部使用の営繕積算システム一次単価データ（以下、「標準データ」という。）及び市場単価データを標準とし、以下の条件を満足するものとする。

#### (1) 単価の出典

- ア) 受注者の発行する物価資料に掲載された鳥取地区単価、又は受注者が別途行った特別調査により得られた鳥取地区単価とする。ただし、市場単価のうち鳥取地区単価がないものは広島地区単価とする。特別調査による場合は、調査範囲、調査段階、取引条件、調査の方法等は建設資材価格調査仕様書によるものとする。
- イ) 物価資料等に掲載された価格を使用する場合、鳥取地区単価の掲載がない場合は、広島、大阪、東京地区単価の順、または中国地方、全国、近畿地方、関東地方単価の順に優先的に提供する。
- ウ) 物価資料等に掲載された価格を使用する場合、全国適用可能単価については、一覧表に「全国」と表示する。

#### (2) 提供単価の追加

本建設資材価格調査委託仕様書に掲載があって、標準データにない価格（以下、「特別調査単価」という。）については、指定する細目分類別コード番号に従い、データ入力を行うこととする。

#### (3) 流通、数量区分の採用方法

- ア) 採用する単価の物流区分は、①商社、②特約店、③メーカー、④消費者の順とする。
- イ) 採用する単価の数量区分は大口とする。

#### (4) 単価の加工処理方法

- ア) 端数調整方法  
上位有効3桁、下位の四捨五入とする。
- イ) 公表価格の補正  
公表価格は実勢価格を考慮して補正を行うものとする。

### 2 成果品

- (1) 上記1の内容を満たす一次単価データ及び市場単価データ（CD）
  - ・標準データ及び市場単価データ：7月、10月、1月、4月分
  - ・特別調査単価：7月、10月、1月、4月分
- (2) (1)の内容を出力、印刷した報告書
- (3) 特別調査価格のみを収録したデータファイル（ファイル形式は、調査職員の指示による。）

## 鳥取県営繕積算システム一次単価データ作成業務 数量表

- 単価の出典：別紙仕様書による。
- 単価採用方針：別紙仕様書による。
- 単価の加工処理方法：別紙仕様書による。
- 提供品目：別紙仕様書による。

提供品目数	単位	数量	備考
独自単価の設定入力	点	5,600	1400点/回×年4回 (100点未満切上)
物価資料掲載単価追加資料	点	1,200	300点/回×年4回 (100点未満切上)